

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	管財課
委託業務名	橋本財産区財産管理業務委託
委託業務場所	橋本財産区
概要	①堤体破壊、安全施設（フェンス等）の破損、池の出水、ゴミの不法投棄、不法占用対策に係る巡回監視用務。 ②雑木除去などの美化清掃用務。 ③財産区管理委員との連絡・調整用務。
契約期間	令和4年 4月 1日から 令和5年 3月31日まで
契約年月日	令和4年 4月 1日
契約金額	550,000円
契約の相手方	〔所在地〕 大津市瀬田一丁目20番32号 〔名称〕 橋本自治連絡協議会 会長 安土 吉昌
契約相手方の選定理由	財産区財産については、主に「ため池」「山林」「原野」「墓地」を所有・管理しており、「巡回監視業務」と併せて「枝払い」や「ゴミ撤去」等の財産管理をしなければならない。このような実情から、地元の財産に精通し、また、財産区管理委員と緊急連絡等の密にしなければならないことから、地元自治連絡協議会に選定している。
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項  ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。  (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。